

前 払 金 取 扱 要 領

根拠法令 地方自治法 第 232 条の 5 第 2 項
地方自治法施行令 第 163 条
地方自治法施行令附則 第 7 条
富士川町財務規則 第 66 条
富士川町建設工事執行規則 第 38 条

1. 前金払をすることのできる経費

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託料
- (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 土地又は家具の買収又は収用によりその移転を必要とすることになった家具又は物件の移転料
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電燈電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃
- (8) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

2. 公共工事の前払のできる範囲(前払率)

当該経費の 4 割を超えない範囲

3. 前金払をする場合の請負代金額

130 万円以上の請負

4. 前金払の請求書の提出と支払

請負者は、前金払を受けようとするときは、契約担当者に対し、前金払請求書により請求し、契約担当者は、請求のあったその日から 14 日以内に支払わなければならない。

富士川町工事金等部分払取扱要項

平成 22 年 3 月 8 日以降

根拠法令 富士川町財務規則 第 67 条

富士川町建設工事執行規則 第 40 条

富士川町に於ける各種請負工事金等の部分払に関し前払金制度の採用に合わせ町財務規則の改正に伴い当分の間、次の通り取扱い方法を定める。

全工事を通じ、中間払は設計書に基づく出来形とし、第一回は 50%以上進行の時点で申請により検査の上、部分払をするものとする。

1. 契約金額 5,000 千円未満の工事については、完成検査後の支払とする。
2. 契約金額 5,000 千円以上 20,000 千円未満の工事については、中間金 1 回払とする。
3. 契約金額 20,000 千円以上 1 億円未満の工事については、中間金 2 回以内の払とする。
4. 契約金額 1 億円以上の工事については、中間金 3 回以内の払とする。

以上の通り定めるも状況によっては、町長に於て考慮する。